

社会福祉施設等施設整備費国庫補助（概要）

愛媛県障がい者施設等施設整備費補助金（障がい者施設）
愛媛県児童福祉施設等施設整備事業費補助金（障がい児施設）

1 事業目的

障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等（NPO 等は 3 年以上のサービス運営期間等が必要）が行う施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

※補助金額は総事業費のうち補助対象経費の 3/4（うち国負担 2/3、県負担 1/3）以内（整備区分が創設、改築等の場合、「補助対象経費」の 3/4 と「国の定める補助基準額」を比較して低い方の金額が補助上限。）

《補助金算出（例）》

総事業費	100,000,000 円
補助対象経費	90,000,000 円 $\times 3/4 = 67,500,000$ 円①
補助基準額	60,000,000 円②
①と②を比較して低い②が補助上限額となります。	
補助金額	60,000,000 円（国 2/3、県 1/3）

2 例年の流れ

【整備の前年度】

- ① 8 月上旬
～ 9 月中旬 各市町（障がい福祉主管課）で法人等から整備協議書の受付
- ② 10 月中旬頃 県による法人等へのヒアリング、現地調査
- ③ 3 月中旬頃 協議資料一式を提出（県→国）

【整備年度】

- ④ 7 月上旬頃 内示通知（国→県→法人）
※国予算等の関係で採択されない場合もあり。
- ⑤ 7 月中旬頃 補助金交付申請書の提出（法人→県→国）
- ⑥ 10～11 月頃 補助金交付決定（国→県→法人）
※原則、交付決定後に工事着工。（ただし指令前着工届の提出により内示後の着工は可能）
※着工までに、設計書類の県審査を受けること。
※入札は一般競争入札など県の契約手続きの取扱に準じて実施すること。
- ⑦ 2 月中旬頃 工事完了
※完成時期は 2 月中旬までとすること。
※県による完成検査までに建築基準法、消防関係等の検査を終えておくこと。
- ⑧ 2 月下旬頃 県完成検査実施、事業実績報告書の提出（法人→県）
- ⑨ 3 月中旬頃 補助金支払い（県→法人）

3 留意事項

- (1) 事前協議書等を提出するまでに予め具体的内容（施設種別、定員、総事業費、資金計画、建設予定地、構造規模、整備予定期間等）を固め、市町と事前協議を行っておくこと。
- (2) 事業を実施する社会福祉法人等において、事前に施設整備予定地の障害福祉圏域における利用見込み等の需給動向調査を行っておくこと。（整備予定施設に係るサービス供給量の不足が客観的に明らかであること等。）
- (3) 土地の取得、整地、外構、備品取得等に係る経費は補助対象外となること。
- (4) 整備に関してほかに寄付金その他団体からの助成金を受ける予定があれば事前に県へ報告すること。
- (5) 交付決定前に着手した工事は補助対象外となること。（交付決定前に着手する場合は指令前着工届を提出し着手すること。）
- (6) 本事業により整備した施設等は、知事の承認を受けないで処分（補助金の交付目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、取壊し、廃棄又は担保提供）してはならない。
- (7) 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

※社会福祉施設等施設整備費国庫補助の協議施設については以下の県 HP で公開しています。
<https://www.pref.ehime.jp/h20700/event/sisetukyugi.html>

令和8年度国庫補助による障害福祉施設整備計画協議要領

1 対象事業

令和7年4月4日付厚生労働省社会・援護局長通知「令和7年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「国事務連絡」という。）及び令和7年2月6日付こども家庭庁成育局長通知「令和7年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（以下「局長通知」という。）によること。

なお、特定非営利活動法人等の審査基準については別添のとおりとする。

2 整備方針等

- (1) 障がい者施設については、国事務連絡の3整備方針（1）ア～タ、（2）ア～ナによるほか、障がい児施設については、局長通知の3策定基準、5その他の留意事項によることとし、特に、現行の建築基準法及び厚生労働省の設置基準により木造化が可能な施設について、県産材による施設の木造化を図るとともに、木造化が不可能な建物については木質化を図ること。また、CLTの活用について検討すること。

なお、「構造改革特別地域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」平成18年4月4日付雇児発第0404001号、社援発第0404003号、老発第0404001号、「社会福祉施設等における木材利用の促進及びCLTの活用について」平成28年7月21日付雇児発第0721第17号、社援発第0721第5号、障発0721第2号、老発第0721第2号により、公共建築物の木材利用に留意すること。

- (2) 障害福祉サービス事業所等の創設（施設の新規設置）については、施設設置予定市町及び障害福祉圏域において待機者が存在する等、当該サービスの供給量が不足していることが客観的に明らかであるとともに、中長期的なサービス利用の需給動向の分析の結果、真に必要と認められる場合に限ることとし、例えば当該サービスについて定員割れが生じている市町、圏域においては原則整備対象外とする（施設設置予定市町において、整備の具体的な必要性を認める場合にのみ整備対象とする）。
- (3) 障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、「障がい者プラン（第7期県障がい福祉計画）」において、「令和4年度末時点の施設入所者数を基準として令和8年度末時点の施設入所者数の4.6%以上を削減することを基本」としていることに留意すること。従って、定員数の増を伴う案件については、グループホームでの対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される場合に限ることとし、かつ、当該地方自治体の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合においては、施設整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画について、併せて示すこと。

また、危険地域からの移転を伴う改築等についても、定員減を伴う案件を優先的に採択するものとする。

3 国庫補助額の算定等

国が示す補助単価（別添1-1、別添1-2）に基づき算定すること。

4 協議書の様式

別添2－1、別添2－2によるほか、以下の資料を提出すること。

○ 事業開始後3ヵ年の収支見込書

人件費については、配置職員数に基づき算定すること。

5 協議に留意すべき事項

- (1) 原則、単年度事業であり、早急に整備が必要、かつ優先度の高い事業を協議の対象とする。
- (2) 国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、平成21年10月6日付社援保第1006第1号「社会福祉施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」及び、令和5年4月1日付こども家庭庁成育局参事官付（事業調整担当）通知「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」に基づき、関係書類を添付すること。
- (3) 協議様式の変更等を行わないよう注意のうえ作成すること。なお、様式を電子データで希望する場合は別途連絡すること。
- (4) 当該補助事業を活用した事業については、一般競争入札・低入札価格調査制度等、県の入札・契約手続きに準じた取扱いが必要であること。
- (5) 既存建物の活用による事業については、工事完成後に実施された建築基準法に基づく検査済証及び当時の図面が保管されているとともに、耐震化整備以外の事業については、昭和56年以前の建物である場合、耐震診断の実施等耐震性に問題がないことが確認されていることが必要であること。
- (6) 市町及び協議書を提出しようとする社会福祉法人等は、施設設置予定市町及び障害福祉圏域における利用見込み等のニーズを各々が調査し把握していること。（別途任意様式で提出をしていただきます。）

6 その他

協議書を提出しようとする場合は、市町長へ提出する前に事前に計画概要を所管の地方局地域福祉課を通じ、各施設所管課へ連絡すること。

7 協議書の提出部数 3部（障がい福祉課 1部、地方局 1部、市町 1部）

8 協議書の提出先及び提出期限

- (1) 当該施設の所在地の市町を経由のうえ、当該市町を所管する地方局地域福祉課へ提出すること。
なお、社会福祉法人等から協議書の提出を受けた市町長は、別添の意見書により意見を付すこと。市町長から提出を受けた地方局長も同様に意見を付すこと。
また、同一管内に複数の協議書の提出があった場合は、優先順位を付して提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年9月22日（月）までに、所管の地方局地域福祉課へ提出すること。

9 整備計画のヒアリング

整備計画のヒアリングは、提出された協議書により実施する場合があるが、期日等は別途通知する。（サービス利用に係る受給動向分析、ニーズ調査結果なども確認予定）

10 問合せ先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 障がい施設係 中矢
TEL：089-912-2421 E-mail：nakaya-makoto@pref.ehime.lg.jp

補助対象とする特定非営利活動法人等の要件（審査基準）
社会福祉施設整備計画協議要領「1 対象事業」関係

1 事業実施状況

- (1) 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（共同生活介護・共同生活援助を含む）を設置・運営しているとともに障害福祉サービス事業（居宅系サービスを含む）を3年以上運営していること（事業年度の前年度の9月末時点において（以下、期間の算定において同じ））。
- (2) 県の指導監査の結果が良好であるとともに、障害者総合支援法等関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。

2 法人役員の状況

- (1) 法人の役員（監事・監査を除く）
 - ① 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が実質的に参画していること。
 - ② 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理者的地位にあった者がいないこと。
 - ③ 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (2) 法人の役員（監事・監査）
 - ① 上記1（2）の行政処分等を受けた法人の当時の役員（監事・監査を含む）等事業運営の管理者的地位にあった者がいないこと。
 - ② 関係行政庁の職員、地方公共団体の長等が参画していないこと。
- (3) 法人の役員（監事・監査を含む）については、別添の履歴書を添付すること。

3 事業の安定性

- (1) 直近の決算で、累積欠損金が生じていないこと。
- (2) 原則、直近3ヵ年の決算で、当期欠損金が生じていないこと。
- (3) 事業開始時において、原則2ヵ月分の運営費相当額を現金預金として保有しているとともに、施設整備後の初年度を除き収支が黒字となるなど、安定した事業所運営が確実と見込まれること。

4 その他

特定非営利活動促進法、会社法等各法人の運営等に係る規程において定められている要件を充足していること。

なお、各事業の妥当性等については、別途個別に審査する。

意見書

施設名(仮称)		収容定員	
施設種別			
設置主体		代表者	
施設の所在地			
施設整備に係る意見	1 当該施設整備の必要性・緊急性 (管内における障害福祉計画との整合性・待機者の状況・利用者の中長期的見込数等、客観的かつ具体的数値を示した上で必要性・緊急性を記載すること(※特に市町内において今回協議する施設と同種の施設利用者数が定員を下回っている場合は原則補助対象外となるので留意のこと。)。併せて、利用予定者名簿(別添様式)を添付すること。) 2 設置者の適性 (1)設置者が当該施設を設置することの適性 (社会福祉事業に関する理解、熱意及び能力(整備後の収支見込等)の状況について、記載すること。) (2)設置者の国県等の補助金を除く施設整備費(自己負担分(借入金の償還計画を含め))の財政基盤の適確性 (3)土地・建物等の確保の状況 3 設置場所の適性 (1)進入路・排水・開発許可等の状況 (2)日照、採光及び公害等入所者の保健衛生に関する適性 (施設周辺の自然環境及び社会環境の適性) (3)防災に関する適性 (4)地域交流に関する適性(集落等との位置関係等) 4 その他		

施設整備の協議に関する意見は、上記のとおりである。

令和 年 月 日

愛媛県保健福祉部長 様

市町長名

印

記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

意見書

施設名(仮称)		収容定員	
施設種別			
設置主体		代表者	
施設の所在地			
施設整備に係る意見	1 当該施設整備の必要性・緊急性 (管内における障害福祉計画との整合性・待機者の状況・利用者の中長期的見込数等、客観的かつ具体的数値を示した上で必要性・緊急性を記載すること(※特に市町内において今回協議する施設と同種の施設利用者数が定員を下回っている場合は原則補助対象外となるので留意のこと。)) 2 設置者の適性 (1)設置者が当該施設を設置することの適性 (社会福祉事業に関する理解、熱意及び能力(整備後の収支見込等)の状況について、記載すること。) (2)設置者の国県等の補助金を除く施設整備費(自己負担分(借入金の償還計画を含め))の財政基盤の適確性 (3)土地・建物等の確保の状況 3 設置場所の適性 (1)進入路・排水・開発許可等の状況 (2)日照、採光及び公害等入所者の保健衛生に関する適性 (施設周辺の自然環境及び社会環境の適性) (3)防災に関する適性 (4)地域交流に関する適性(集落等との位置関係等) (5)指定基準等関係規定への適合状況(設備及び配置人員) 4 その他		

施設整備の協議に関する意見は、上記のとおりである。

令和 年 月 日

保健福祉部長 様

地方局長名 ⑥

記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

氏名(ふりがな)	()		
生 年 月 日			
現 住 所			
最 終 学 歴			
年 月			
(1)職 歴			
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
(2)社会福祉活動歴 上記(1)以外のもの			
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
(3)団 体 歴 上記(1)(2)以外のもの			
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
年 月～		現 ・ 元	
(4)そ の 他 上記(1)(2)(3)以外のもの			
年 月			
年 月			
年 月			
令和6年 月 日付け6障第 号愛媛県保健福祉部福祉政策統括監通知「令和7年度国庫補助による障害福祉施設整備計画の協議について」の協議要領中、「補助対象とする特定非営利活動法人等の要件(審査基準)の第2法人役員の状況」の適合状況			
適合している ・ 適合していない			

「(1)職歴」については、生計を維持するための給与・報酬等、収入を伴うもののみを記載すること。
記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること(複数枚として可)

(別添)

利用予定者名簿

No	年齢	障害の別	住所	当該サービス利用 の可否	利用開始 予定時期	現在の障害福祉 サービス利用状況	障害支援 区分
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

(注1)住所については、市町村名のみで可。県外在住のものについては、都道府県名を併せて記載。

(注2)障害の別については、身体障害、知的障害、精神障害の別を記載。複数障害の場合は、全ての障害種別を記載。

(注3)記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること（複数枚として可）

利用予定者名簿

No	年齢	障害の別	住所	当該サービス利用 の可否	利用開始 予定時期	現在の障害福祉 サービス利用状況	障害支援 区分
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

(注1)住所については、市町村名のみで可。県外在住のものについては、都道府県名を併せて記載。

(注2)障害の別については、身体障害、知的障害、精神障害の別を記載。複数障害の場合は、全ての障害種別を記載

(注3)記入欄が不足する場合は、行を追加する等、適宜対応すること（複数枚として可）

設置者名

代表者(職氏名)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

**令和 7 年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費
の国庫補助に係る協議等について**

標記の国庫補助金に係る協議については、以下の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。（提出日は別途地方厚生（支）局より指示。）

1 令和 7 年度当初予算等に係る社会福祉施設等施設整備費について

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、障害福祉政策等の推進のために令和 7 年度予算額に 50.4 億円を計上している。

なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の整備事業については、本事務連絡に拠らず、別途通知することを申し添える。

2 補助単価及び補助対象事業について

令和 7 年度の社会福祉施設等施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比 4.7%増の改定を行ったので、協議額については、令和 7 年度の新単価で協議いただけるよう、留意されたい。詳細は、別添のとおり。

また、補助対象については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び本事務連絡の内容を確認の上、協議されたい。

3 整備方針について

（１）整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の第7期障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という。）に位置づけられているか及び「（2）留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第7期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先順位を付す際の指標>

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日）1の（10）に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島、半島等条件不利地域においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ス 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心

して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの

セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの

ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

タ 障害児入所施設に入所する 18 歳以上の者（過齢児）が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

（２）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）において、「令和 4 年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和 8 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPI を「入所施設の施設整備（※）」において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該 KPI の対象外とする。

これらを踏まえ、障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標並びに基本指針との整合性について確認することとする。

なお、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきも

のであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、施設入所者数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限り、かつ、当該都道府県市の障害福祉計画の区域内の施設入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第7期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること

イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること

ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること

エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること

オ 建設用地の確保が確実であると認められること

カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

ケ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（＋

短期入所整備加算)

- ・ 1つの建物の定員の合計が 20 名まで 本体単価×2 (+短期入所整備加算)

○日中サービス支援型グループホーム(短期入所を併設)

- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が 10 名まで 本体単価+短期入所整備加算
- ・ 1つの建物のグループホームの定員の合計が 20 名まで 本体単価×2 +短期入所整備加算

コ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること (ただし、後述の「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。)

サ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

シ 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

ス 創設の場合は、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害者の安全面に配慮すること

セ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」分の予算配分については、その自治体における国土強靱化地域計画の策定を要件とするので、国土強靱化のための5か年加速化対策として整備を実施する場合には、当該計画の該当部分を添付すること。なお、申請時に計画が未策定であって、補助の決定時までには策定される見込みである場合は、策定予定時期を明示すること

ソ 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

タ 従前より、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用できる旨、周知を行っているところ。

については、同交付金を活用する見込みである場合は、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」(1)アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」を用い、その旨明示いただきたい。

チ 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備(以下「非常用設備等」という。)が地震による停電時等に有効に機能するために、非常

用設備等が地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保する必要がある
ので、周知徹底されたい。

なお、都道府県市は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保
の必要性及び独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指
針」等に基づく耐震性が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備
しておくよう指導すること。

（参考 URL）会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyoku_10.pdf

ツ 障害者支援施設の改築又は移転改築（特に老朽化に伴う改築又は移転改
築）に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者へ
の支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割
以上の削減の検討）し、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的
な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的
に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整
備は同一の整備計画として協議して差し支えない。

テ 原則として、大規模修繕に伴う整備の対象経費の実支出額の四分之三が当
該施設を創設した場合の交付要綱に定める補助基準額を超える場合には、補
助基準額を上限として協議すること。

ト 障害児関係施設のこども家庭庁への移管に伴い、児童福祉法に基づく障害
児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には従来の交付額
への影響がないよう、交付要綱の別表 1－2 の第 2 欄及び「次世代育成支援
対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費における障害福祉サービ
ス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法につ
いて」（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 418 号、障障発 0822 第 1 号）により、補
助基準額や対象経費の実支出額等の算出方法等を定めているため留意するこ
と。

なお、障害児通所支援事業の定員については、遺漏なく別紙「社会福祉施
設等整備計画協議要綱」に定める様式に記載すること。

また、障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の
整備を行う場合の優先順位については、こども家庭庁所管の次世代育成支援
対策施設整備交付金の協議申請における障害児施設等の順位付けとの相関性
を留意すること。

ナ 施設・事業所の業務継続にあたり、災害時における被災情報の共有は重要

であることから、障害者支援施設等の整備にかかる国庫補助協議については、障害者支援施設等災害時情報共有システムに災害時緊急連絡先メールアドレスが登録されていることを要件とする。

そのため、未登録の場合は、協議までに障害者支援施設等災害時情報共有システムへ災害時緊急連絡先メールアドレスの登録を行うこと。

なお、創設等、新規で事業を開始する場合は、事業開始後、障害福祉サービス等情報公表システムへの登録と併せて速やかに対応すること。

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査をより厳格に行うことが不可欠となっている。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

（1）設置主体の適格性の審査

ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと

イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと

ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと

エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと

オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること

カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

（2）社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、ど

のような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること

イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

(3) 並行審査

ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること

イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、当該法人から申請のあった施設整備には、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと

ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと

エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること

また、上記内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類（様式任意：A4、1枚程度）を提出すること。

なお、障害福祉計画を超えて整備を行う場合には、整備の必要性について上記書類に記載すること。

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく整備について

平成 30 年度から令和 2 年度にかけては、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく整備を実施してきたところ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間については、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）に基づく整備を実施し、下記 6 から 9 に掲げる整備について、実施することとする。

各都道府県市におかれては、障害者等の命の安全に関わる喫緊の課題であるとの認識のもと、早急な整備に向けて予算措置や各種調整等の検討をいただきたい。

なお、協議時は、下記 6 から 9 に該当する整備については必ず別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」（１）アの「社会福祉施設等施設整備費協議一覧表」（５か年加速化対策分）の様式を用い、協議すること。

また、現行の国土強靱化計画期間は今年度をもって終了となる。

都道府県市におかれては、国土強靱化対策に基づく整備の促進が、障害者等の命の安全に関わる喫緊の課題であるとの認識のもと、本年 1 月に実施した「社会福祉施設等（障害者支援施設等・保護施設等・女性自立支援施設等）の防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の見込み調査」により、5 か年加速化対策を令和 7 年度中や 8 年度～ 12 年度に実施する予定があると回答した事業者への働きかけなど、早急な整備に向けた取組をお願いする。

6 耐震化整備について

（１）以下の整備内容を対象とする。

- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物についての改築、民老、大規模修繕等
- ・ 新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以前に建築された建物（賃貸を含む。）から、新耐震基準を満たす別の建物への移転等（創設、大規模修繕）

（２）過去に補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について耐震化整備を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、手続きに遺漏ないようにご留意願いたい。

7 非常用自家発電設備の整備について

「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日）１の（２）、（８）③に基づき整備（既存設備の増設・改造を含む。）を行うものを対象とすることとし、特に市町村から福祉避難所の指定を受けているもの、または、事業完了の日までに福祉避難所の指定を受ける見込みのものを優先的に採択する。

また、非常用自家発電設備の整備については、防災基本計画（令和 6 年 6 月

中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされているので、ご留意いただきたい。

なお、非常用設備等の設置場所については、会計検査院が実施した検査の報告書（令和 5 年 5 月）において、一部の施設について「非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた」ことを踏まえ、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにすること。

※（参考 URL）防災基本計画（令和 6 年 6 月中央防災会議）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf

※（参考 URL）「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策に関する会計検査の結果について」

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/5/pdf/050517_zenbun.pdf

8 ブロック塀等の改修整備について

「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成 28 年 11 月 18 日社援発 1118 第 3 号）に基づき安全性に問題があるブロック塀等の改修整備を行うものを対象とする。

9 水害対策強化整備について

障害者支援施設等における水害対策を推進するため、水害対策のための施設整備事業を行うこととしており、その事業内容については以下のとおりとする。

（１）対象事業

障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備

（例）

- ・ エレベーター未設置施設へのエレベーター設置工事
- ・ 車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・ 施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・ 非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための工事

- ・ 施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための移転改築整備を図るもの

（２）対象施設（対象区域内に所在する以下の施設）

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 短期入所事業所
- ・ 宿泊型自立訓練事業所
- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 宿所提供施設

※ 対象区域

- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第９条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 水防法第 14 条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒区域又は同法第 72 条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・ 地すべり等防止法第 3 条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域内に所在する施設
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する施設
- ・ その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により指定されている施設

（３）留意事項

申請施設の選定にあたっては、建物の立地や構造等に留意すること。

（例）浸水想定区域については、最大浸水深に応じて優先する 等

10 感染防止対策整備について

（１）対象事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための以下の整備

ア 新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う大規模修繕等事業

イ 簡易陰圧装置や換気設備の設置工事

ウ 特に一棟に多くの入所者が生活している施設であって、新型コロナウイルスの集団感染を防止するために、施設の小舎化を図る整備

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修

(エの例)

- ・ 家族と利用者が接することのないようにするため、面会室への出入り口を複数設ける整備
- ・ 対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための整備
- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室の入り口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

(2) 対象施設

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・ 障害者支援施設 | ・ 共同生活援助事業所 | ・ 短期入所事業所 |
| ・ 宿泊型自立訓練事業所 | ・ 救護施設 | ・ 更生施設 |
| ・ 宿所提供施設 | ・ 無料低額宿泊所 | ・ 日常生活支援住居施設 |

(3) 留意事項

感染防止対策を実施するための(1)アからエの整備については、各整備の性質を鑑み、交付要綱3に掲げる整備区分に基づいて協議を行うこと。

なお、整備区分を「大規模修繕等」として協議を行う場合、「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成17年10月5日社援発 0625 第3号社会・援護局長通知）に基づき、総事業費が、入所施設にあっては100万円以上、共同生活援助事業所・短期入所事業所・無料低額宿泊所にあっては30万以上のものを補助対象とするので留意すること。

11 財産処分について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（令和5年7月18日社援総発 0718 第1号、社援保発 0718 第1号、障障発 0718 第2号）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取壊し）協議書を添付すること。

12 行政手続の簡素化について

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において示された行政手続き簡素化の方針を受け、本協議については、原則としてメール送付等による電子媒体（DVD 等の電子記録媒体の郵送での代替を含む。）での協議とし、内示後の申請手続きにおける必要書類のうち本協議と同一の書類については、添付を省略できるのでご留意いただきたい。

（参考 URL）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/index.html>

別 表 2-1

1 事業（1 施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

1 事業（施設）の種類				2 基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日 中活動 分）	利用人員 20人 以下	都市部	67,800,000		
			標準	64,500,000		
		21人 ～ 40人	都市部	136,600,000		
			標準	130,200,000		
		41人 ～ 60人	都市部	228,400,000		
			標準	217,500,000		
		61人 ～ 80人	都市部	320,700,000		
			標準	305,500,000		
		81人 ～ 100人	都市部	413,400,000		
			標準	393,700,000		
		101人 ～ 120人	都市部	504,800,000		
			標準	480,800,000		
		121人 以上	都市部	597,600,000		
			標準	569,100,000		
	施設入所 支援整備 加算及び 本体（宿 泊型自立 訓練）	利用人員 20人 以下	都市部	54,600,000		
			標準	52,000,000		
		21人 ～ 40人	都市部	110,300,000		
			標準	105,000,000		
		41人 ～ 60人	都市部	184,500,000		
			標準	175,800,000		
		61人 ～ 80人	都市部	260,100,000		
			標準	247,700,000		
		81人 ～ 100人	都市部	334,100,000		
			標準	318,200,000		
		101人 ～ 120人	都市部	409,500,000		
			標準	390,000,000		
		121人 以上	都市部	483,800,000		
			標準	460,800,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000	
				標準	49,800,000	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000	
				標準	164,100,000	
短期入所整備加算			都市部	14,100,000		
			標準	13,500,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000		
			標準	15,700,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000		
			標準	11,100,000		
居宅介護整備加算			都市部	7,800,000		
			標準	7,470,000		
避難スペース整備加算			都市部	45,300,000		
			標準	43,200,000		
療養介護	本体	利用人員 20人	都市部	123,400,000		
			標準	117,600,000		
		21人 ～ 40人	都市部	248,000,000		
			標準	236,200,000		
		41人 ～ 60人	都市部	413,300,000		
			標準	393,600,000		
		61人 ～ 80人	都市部	581,700,000		
			標準	554,100,000		
		81人 ～ 100人	都市部	748,600,000		
			標準	713,000,000		
		101人 ～ 120人	都市部	915,300,000		
			標準	871,700,000		
		121人 以上	都市部	1,082,100,000		
			標準	1,030,600,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	52,200,000	
				標準	49,800,000	
	大規模生産設備等整備加算			都市部	172,300,000	
				標準	164,100,000	
	短期入所整備加算			都市部	14,100,000	
				標準	13,500,000	
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	16,500,000	
				標準	15,700,000	

	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
	居宅介護整備加算		都市部	7,800,000	
			標準	7,470,000	
	避難スペース整備加算		都市部	45,300,000	
			標準	43,200,000	
	共同生活援助	本体	定員４人～１０人	都市部	32,100,000
				標準	30,600,000
短期入所整備加算			都市部	14,100,000	
			標準	13,500,000	
エレベーター等設置整備加算			都市部	2,550,000	
			標準	2,430,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
居宅介護整備加算		都市部	7,800,000		
		標準	7,470,000		
避難スペース整備加算		都市部	45,300,000		
		標準	43,200,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	33,900,000	
			標準	32,300,000	
短期入所（短期入所のみの整備の場合）			都市部	17,100,000	
			標準	16,300,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）			都市部	11,600,000	
			標準	11,100,000	
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）			都市部	7,800,000	
			標準	7,470,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）			都市部	45,300,000	
			標準	43,200,000	
点字図書館			都市部	58,600,000	
			標準	55,800,000	
聴覚障害者情報提供施設			都市部	79,200,000	
			標準	75,400,000	
解体撤去工事費（入所系）			都市部	15,300,000	
			標準	14,700,000	
解体撤去工事費（通所系）			都市部	7,720,000	
			標準	7,400,000	
仮施設整備費（入所系）			都市部	28,200,000	
			標準	26,900,000	
仮施設整備費（通所系）			都市部	13,400,000	
			標準	12,800,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、①宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、②宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」、③日中サービス支援型共同生活援助を行う事業所は「本体(4人～10人。ただし2ユニット設置の場合については2を乗じた額)+短期入所整備加算」の単価とする。)
- 3 解体撤去工事費及び仮施設設置整備費の単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は通所系、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所及び療護介護は入所系の単価を適用
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別 表 2-2

(耐震化等整備を行う場合)

1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価

(単位: 円)

1 事業（施設）の種類				2 基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日 中活動 分）	利用人員 40人 以下	都市部	181,700,000	
			標準	173,100,000	
		41人 ～ 60人	都市部	303,000,000	
			標準	288,600,000	
		61人 ～ 80人	都市部	425,700,000	
			標準	405,500,000	
		81人 ～ 100人	都市部	548,600,000	
			標準	522,500,000	
		101人 ～ 120人	都市部	670,200,000	
			標準	638,300,000	
		121人 以上	都市部	792,700,000	
			標準	755,000,000	
		施設入所 支援整備 加算	利用人員 40人 以下	都市部	146,600,000
				標準	139,600,000
	41人 ～ 60人		都市部	244,900,000	
			標準	233,300,000	
	61人 ～ 80人		都市部	344,700,000	
			標準	328,400,000	
	81人 ～ 100人		都市部	443,100,000	
			標準	422,100,000	
	101人 ～ 120人		都市部	543,500,000	
			標準	517,600,000	
	121人 以上		都市部	641,600,000	
			標準	611,100,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	69,400,000	
			標準	66,100,000	
	短期入所整備加算	都市部	15,500,000		
		標準	14,800,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,600,000		
		標準	20,600,000		
解体撤去工事費			都市部	20,500,000	
			標準	19,500,000	
仮施設整備費			都市部	37,600,000	
			標準	35,900,000	

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置整備工事費の合計額を基準額とする。

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

別 表 3－1

(単位：円)

施設の種類		単位	基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,241,000
	初度設備加算	1世帯当たり	104,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	32,486,000

- (注) 1 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 2 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯あたり）の補助基準額を適用する。

別 表 3－2

1 事業（1 施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

施設の種類		基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	24,864,000
	初度設備加算	1,352,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	33,146,000
	初度設備加算	3,534,000
	余裕教室活用促進事業	33,146,000
	初度設備加算	5,901,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外）	15,942,000
	特殊付帯工事（津波避難対策緊急事業計画に基づく場合）	21,044,000

（注） 1 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別 表 3－3

(耐震化等整備を行う場合)

(単位：円)

施設の種類			基準額
女性自立支援施設	本体	1 世帯当たり	12,501,000

別 表 3－4

(単位：円)

施設の種類			基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事（既存施設）※	1 m ³ 当たり	12,000

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

スプリンクラー設備工事費
(事業費ベース)

(単位：円)

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の 平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価（案） （1㎡当たり）	26,300	50,300	3,090,000 （平米数関係なし）

社会福祉施設等整備計画協議要綱

別添 2-1

1 協議書様式

※様式第1号は作成不要。

(1) 協議一覧表

社会福祉施設等施設整備費協議一覧表 様式第 1 号

※様式第3号、5号は作成不要。
(その他該当する様式を作成のこと。)

(2) 個別協議書

- ア 一般整備（施設の創設、増築、増改築、改築、拡張）
 - (ア) 社会・援護局所管施設分 様式第 3 号
 - (イ) 社会・援護局障害保健福祉部所管施設分 様式第 4 号
- イ 老朽民間社会福祉施設整備
 - (ア) 社会・援護局所管施設分 様式第 5 号
 - (イ) 社会・援護局障害保健福祉部所管施設分 様式第 6 号
- ウ 大規模修繕等
 - (ア) 社会・援護局所管施設分 (様式第7号に準ずる)
 - (イ) 社会・援護局障害保健福祉部所管施設分 様式第 7 号
- エ 避難スペース整備 様式第 8 号

(3) 個別協議書の共通別紙様式

※該当する様式を作成のこと。(共通様式1, 3, 4, 6は必須)

- ア 施設の配置図及び施設の経歴 共通別紙 1
- イ 木造社会福祉施設老朽度調査表 共通別紙 2-1
- ウ 非木造社会福祉施設老朽度調査表 共通別紙 2-2
- エ 事業計画書 共通別紙 3
- オ 法人審査結果報告書 共通別紙 4
- カ (独) 福祉医療機構に対する償還計画等調 共通別紙 5
- 借入金償還計画等一覧表 別表
- キ 社会福祉法人調書 共通別紙 6
- ク 工事実施前の施設の平面図 共通別紙 7

※様式第9号～11号、13号、14号は作成不要。
(該当する場合のみ様式第12号を作成のこと。)

(4) その他共通協議書

- ア 高層化特例割増制度 様式第 9 号
- イ 地域交流スペース整備 様式第 10 号
- ウ 介護用リフト等特殊附帯工事 様式第 11 号
- エ 解体撤去工事・仮設施設整備工事 様式第 12 号
- オ 初度設備相当加算 様式第 13 号
- カ 生産設備近代化整備 様式第 14 号

障害者施設整備計画協議書

都 道 府 県（市）名				優 先 順 位	位	施 設 建 設 地		
事 業 計 画		単年度		整 備 方 針				
障害福祉計画の該当の有無 ※該当がある場合、該当の部分を添付してください。							有 ・ 無	
事 業（施 設）種 別						整 備 区 分		
施 設 名				設 置 主 体	〔 〕			
現 在 定 員	通所定員		人		通所定員		人	
	入所定員		人		入所定員		人	
	日中活動部門		人		日中活動部門		人	
	施設入所・宿泊型部門		人		施設入所・宿泊型部門		人	
	共同生活援助 （身体・知的・精神）		人		共同生活援助 （身体・知的・精神）		人	
	障害児施設 （ ）		人		障害児施設 （ ）		人	
	短期入所（加算も記載）		人		短期入所（加算も記載）		人	
	小規模グループケア定員数		人		小規模グループケア定員数		人	
	その他（ ）		人		その他（ ）		人	
	整備後定員							
着 工		予 定 年 月		年 月				
竣 工		予 定 年 月		年 月				
発達障害者支援センター		有・無		その他				
エレベーター等設置整備		有・無						
相談支援		有・無						
障害児相談支援		有・無						
居宅介護		有・無						
保育所等訪問支援		有・無						
1	対 象 経 費 の 実 支 出 予 定 額	構 造	事 業 費 内 訳	区 分		計		
		造	本 体 工 事	工 事 費（購入費含む）		円		
		建	小 計	工 事 費		円		
		棟	解 体 撤 去	小 計		円		
			仮 設 施 設	対 象 経 費 の 実 支 出 予 定 額		円		
			小 計					
2	割 増 加 算 等	特別豪雪地域(5%)		都市部特例(5%)		奄美・小笠原・離島加算(8%)		
		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無		
		用地有効活用		高層化		有 ・ 無		
3	国 庫 補 助 基 準 額	令 和	区 分	利用定員		補助基準額		
		本 体	本 体	人		円		
		施 設 入 所 支 援 整 備 加 算 及 び 本 体（宿 泊 型 自 立 訓 練）	人		円			
		就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算			円			
		大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算			円			
		短 期 入 所 整 備 加 算			円			
		発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 整 備 加 算			円			
		そ の 他（ ）			円			
		小 計			円			
		解 体 撤 去	入 所 ・ 通 所		円			
		仮 設 施 設	入 所 ・ 通 所		円			
		小 計			円			
		合 計（国庫補助基準額）			円			

4	都道府県（市）補助（予定）額							円	
国庫補助	国庫補助基本額							円	
所要額	国庫補助所要額							円	
5 財源	国庫補助金	県（市）補助金	設置者負担金						
			機構借入	寄付金	県（市）単独補助	地元市町村単独補助	その他（ ）	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県（市） 4 地元市町村 5 その他（ ）								
	寄附者	理事長	理事等役員			計	措置状況（都道府県市）	当初算・補正予算（ ）	
		千円	千円	千円	千円	千円			
6 障害福祉圏域の状況	障害保健福祉圏域名				人口	人	障害者数	人	
	現在の入（通）所施設定員数				人	現在の入（通）所施設利用者数	人		
	整備後の入（通）所施設定員数				人	現在の入（通）所待機者数	人		
7 整備内容	他の施設との併設の状況	施設種別	補助金等の所管部局等		協議状況		協議施設との設置形態		
					既設・協議中		合築・併設（別棟）		
					既設・協議中		合築・併設（別棟）		
					既設・協議中		合築・併設（別棟）		
	改築の場合	既存施設建設年度		年度	老朽度点数又は現存率				
		旧体系の施設移場	既存施設名	施設種別	小規模作業所からの移行の場合	作業所名			
8	スプリンクラー設備設置根拠	設置対象面積（既存部分も含む）		設置を必要とする理由					
		㎡							
9	都市部割増単価根拠	市町村の人口（10月1日現在）		人	建設予定地の土地利用状況（該当する項目に○）				
		1km当たりの人口密度		人/km	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他（ ）				
10 建設用地	用地の種類	所有者	面積	用地所有者からの取得形態（取得状況）			手続状況		
			㎡	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与〔年額 千円〕・購入予定			契約済・確約書入手		
			㎡	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与〔年額 千円〕・購入予定			契約済・確約書入手		
	立地条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係		
							進入路関係		
11 協議全体に関する都道府県（市）の意見等 ※必ず記入すること。	法人審査会の状況		1 既設法人〔認可 年 月 日〕		2 新設法人〔法人審査会での審査終了年月日 年 月 日〕				
	施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日		年	月	日		
		県（市）担当者	課名		係名				
		氏名		電話	(内)				

(別紙-障害者施設)

都道府県(市)名				法人名				事業(施設)種別				施設名			
単 価 区 分	事業区分(該当に○)		具体的事業内容												
	生活介護	人													
	自立訓練	人													
	就労移行支援	人													
	就労継続支援(A型)	人													
	就労継続支援(B型)	人													
	共同生活援助	人													
単 価 区 分	整備内容の内訳				見積額		合見積額		必要とする理由						
就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算					千円		千円								
	合 計														
	生 産 事 業 の 内 容	生産科目				作業従事者数		作業従事職員数		受注先(名称)		年間受注額(見込み)			
						人		人				円			
合 計										円					

様式第4号の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備(障害福祉課所管施設)について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 優先順位は、当年度施設整備事業全体を通じた順位とすること。
- 4 整備方針欄について
 - ・ 協議通知(事務連絡)の「優先順位を付す際の指標」のうちの該当するもの(ア、イ等)を記載すること。
 - ・ イ・ウの整備を行うもののうち福祉避難所の指定を受けている、または事業完了の日までに指定を受ける見込みのものは「福祉避難所」と括弧書きの記入を加えるとともに、指定を受けていることがわかる根拠資料等を添付すること。
 - ・ なお、優先順位を付す際の指標「サ」に記載されている「過疎・山村・離島」とは、「離島振興法」に規定する離島振興計画に基づく事業、「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び「山村振興法」に規定する山村振興計画に基づく事業等をいう。
- 5 整備区分欄について、耐震化等整備を行う場合は「耐震化等整備」、南海トラフ地震特別措置法第12条第4項に基づく津波避難対策緊急事業計画による集団移転促進事業に関連して移転を行う場合は、「津波避難対策」と括弧書きの記入を加えること。
- 6 設置主体名については、法人名を記入すること。(社会福祉法人にあっては、()内に「福」と、医療法人にあっては、()内に「医」と記入すること(その他の設置主体については適宜記入すること))
- 7 定員欄について
 - (1) 共同生活援助については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。(両者に該当する場合には両者に○印をつける)
 - (2) 「短期入所(加算も記載)」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
 - (3) 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること(鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等)
- 9 特別豪雪地域、都市部特例割増単価及び奄美・小笠原・離島加算の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
(「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度、「奄美・小笠原・離島」＝奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島若しくは離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域)
- 10 用地有効活用制度及び高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
(割増加算は無し)(「用地有効活用」＝既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」＝高層化特例制度)
- 11 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 12 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価(加算を含む)を記入すること。
なお、増築を行う場合については、区分「本体」に基準単価を記載すること。
- 13 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県(市)補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 14 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること)
- 15 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の()内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 16 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み(人口、障害者数等を勘案)とサービスの提供体制(施設利用定員等を勘案)を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。
- 17 他の施設との併設状況欄については、老人福祉(保健)施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県(市)単独整備施設等について記入すること。
 - (1) 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。(記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない)
 - (2) 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
 - (3) 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。(協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。)
 - (4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 18 建設用地欄について
 - (1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
 - (2) 用地の所有者欄については、施設(法人)との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例)「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員(職名)」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社(〇〇業)社長(当法人理事の甥)」、「個人所有(関係無)」等
 - (3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
 - (4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
 - (5) 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)
- 19 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
 - (1) 優先順位の考え方
 - (2) 整備の緊急性
 - (3) 入所施設の整備にあたっては、当該整備の必要性とともに、当該地方自治体の区域内の将来の定員数の見通し及び減少計画(内容を別に添付すること)
 - (4) その他特殊事情
- 20 添付資料について
 - (1) 改築については、老朽度調査表(共通別紙2-1又は2-2)を添付すること。
 - (2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1、図面等)
 - (3) 法人審査結果報告書(共通別紙4)及び参考となる資料を添付すること。
 - (4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- (5) 水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議事務連絡に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。
- (6) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一障害者施設 の記載留意事項

1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること(自由記述)。

(記載例)

・生活介護(定員○○名)

- (1) 日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
- (2) 生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援(定員○○名)

- (1) リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- (2) 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

・共同生活援助(定員○○名)

- (1) ○○圏域における入所定員の減に応じて、○人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の○○において、○○の活動を行う予定である。

2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

(1) 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称(例:○○設備工事)を記入すること。

(2) 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額(見込み)を記載すること。

(例)

受注先(名称)	年間受注額(見込み)
○○市役所	30,000千円
○○社	25,000千円
合計	55,000千円

(3) 公的機関の見積書と受注業者の見積書(公的機関で見積ができない場合は2社以上)を添付すること。

(4) 協議対象設備のパンフレット等(コピー可)を添付すること。

(参考)就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
 - ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
- なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

老朽民間社会福祉施設整備計画協議書

都道府県(市)名				優先順位		位		施設建設地					
事業計画		単年度		整備方針									
事業(施設)種別								整備区分		・民老 ・民老(一般含む)			
施設名						設置主体		〔 〕					
現在定員	通所定員		人(現在員		人)	日中活動部門			人	着工		年	月
	入所定員		人(現在員		人)	施設入所・宿泊型部門			人	予定年月		年	月
	障害児施設()	入所定員		人	整備後定員	障害児施設()	入所定員		人	竣工		年	月
		通所定員		人			通所定員		人	予定年月		年	月
	短期入所(加算も記載)			人	短期入所(加算も記載)			人	その他	発達障害者支援センター			有・無
	小規模グループケア定員数			人	小規模グループケア定員数			人		相談支援			有・無
	その他()			人	その他()			人		障害児相談支援			有・無
										居宅介護			有・無
								保育所等訪問支援			有・無		
1 対象経費の実支出予定額	構造 費 内 棟	事業 費 工事 その他工事 記録	区分				計						
			工事費(購入費含む)				円						
			工事事務費				円						
			小計				円						
			解体撤去				円						
			仮設施設				円						
小計				円									
対象経費の実支出予定額				円									
2 割増加算等		特別豪雪地域(5%)		都市部特例(5%)		奄美・小笠原・離島加算(8%)		用地有効活用		高層化			
		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無			
3 国庫補助基準額	令和 年度 単価	国庫補助 所要額	区分				利用定員		補助基準額				
			本				人		円				
			施設入所支援整備加算及び 本(宿泊型自立訓練)				人		円				
			就労・訓練事業等整備加算						円				
			大規模生産設備等整備加算						円				
			短期入所整備加算						円				
			発達障害者支援センター整備加算						円				
			就労定着支援、自立生活援助、 相談支援整備加算						円				
			居宅介護整備加算						円				
			その他()						円				
			小計						円				
			解体撤去				入所・通所		円				
			仮設施設				入所・通所		円				
			小計						円				
			合計(国庫補助基準額)						円				
			4 国庫補助 所要額		都道府県(市)補助(予定)額				円				
		国庫補助基本額				円							
		国庫補助所要額				円							
		うち民老分(面積按分にて算出)				円							
		うち一般分(面積按分にて算出)				円							

5 財 源	国 補 助 金	県（市） 補 助 金	設 置 者 負 担 金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単 独補助	その他（ ）	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
機構への償還者 1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他（ ）								
寄 付 者	理 事 長	理事等役員			計	予 算 措 置 状 況 (都 府 道 市)	当 初 算 算	補正予算 (月)
	千円	千円	千円	千円	千円			
6		障害保健福祉圏域 名		人 口		人 障 害 者 数		人
障 害 福 祉 圏 域 の 状 況		現在の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所施設利用者数			人
		整備後の入(通)所施設定員数		人	現在の入(通)所待機者数			人
7 整 備 内 容	他の施設 との併設 の状 況	施 設 種 別	補 助 金 等 の 所 管 部 局	協 議 状 況	協議施設との設置形態	旧法施設種別(旧法施設から移行の場合)		
				既 設 ・ 協 議 中	合 築 ・ 併 設 (別 棟)			
				既 設 ・ 協 議 中	合 築 ・ 併 設 (別 棟)			
8 老 朽 改 築 整 備 内 容	整 備 区 分 Ⅰ	1 民老のみ	整 備 区 分 Ⅱ	1 全面とりこわし(年建築)	整 備 区 分 Ⅲ	木 造 の 場 合	整 備 区 分 Ⅳ	1木造 → 鉄骨・鉄筋
		2 一般整備併用		2 一部残存 (年建築)		非木造・ブロック造の場合		2木造 → ブロック
		ア 老朽度4,500点超 又は現存率70%超		3 トラスが鉄製のもの				3ブロック → 鉄骨・鉄筋
		イ その他		4 その他(トラスが鉄製以外)				4ブロック → ブロック
		5鉄骨・鉄筋 → 鉄骨・鉄筋				5鉄骨・鉄筋 → 鉄骨・鉄筋		
		6鉄骨・鉄筋 → ブロック				6鉄骨・鉄筋 → ブロック		
		7木造 → 木造				7木造 → 木造		
現 在 の 面 積	a	とりこわし部分面積		整備後 (造 階建)	残存分 (a-d)	今回整備分		計(e+h)
		4,500点以下 又は現存率 70%以下	4,500点超 又は現存率 70%超			計(b+c)	民老対象 f 一般対象 g 計(f+g) h	
		b	c					
		m	m			m		
9 都市部割増単 価根拠		市町村の人口(10月1日現在)		人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km ² 当たりの人口密度		人/km ²	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他()			
10 建 設 用 地	用地の種類	所 有 者	面 積	用地所有者からの取得形態(取得状況)			手 続 状 況	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与〔年額 千円〕・購入予定			契約済・確約書入手	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与〔年額 千円〕・購入予定			契約済・確約書入手	
	立地 条件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係	
					進入路関係			
10 協議全体に 関する都道 府県(市)の 意見(緊急 的な整備を 要する理由)	法人審査会の状況		1 既設法人〔認可 年 月 日〕					
	施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日					
※必ず記入 すること。		県(市) 担当者	課名		係名			
		氏名		電話		(内)		

(別紙-民老)

都道府県(市)名				法人名				事業(施設)種別				施設名					
単 価 区 分	事業区分(該当に○)		具体的事業内容														
	生活介護		人														
	自立訓練		人														
	就労移行支援		人														
	就労継続支援(A型)		人														
	就労継続支援(B型)		人														
単 価 区 分	整備内容の内訳				見積額		合見積額		必要とする理由								
					千円		千円										
					合 計												
	就 労 ・ 訓 練 事 業 等 整 備 加 算 又 は 大 規 模 生 産 設 備 等 整 備 加 算	生 産 事 業 の 内 容	生産科目			作業従事者数		作業従事職員数		受注先(名称)		年間受注額(見込み)					
						人		人				円					
			合 計									円					

様式第6号(民老)の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備(障害福祉課所管施設)について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 優先順位は、当年度施設整備事業全体を通じた順位とすること。
- 4 整備方針欄について
 - ・ 協議通知(事務連絡)の「優先順位を付す際の指標」のうちの該当するもの(ア、イ等)を記載すること。
 - ・ また、イ・ウの整備を行うもののうち福祉避難所の指定を受けている、または事業完了の日までに指定を受ける見込みのものは「福祉避難所」と括弧書きの記入を加えるとともに、指定を受けていることがわかる根拠資料等を添付すること。
 - ・ なお、優先順位を付す際の指標「サ」に記載されている「過疎・山村・離島」とは、「離島振興法」に規定する離島振興計画に基づく事業、「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び「山村振興法」に規定する山村振興計画に基づく事業等をいう。
- 5 設置主体名については、法人名を記入すること。(社会福祉法人にあつては、()内に「福」と、医療法人にあつては、()内に「医」と記入すること(その他の設置主体については適宜記入すること))
- 6 定員欄について
「短期入所(加算も記載)」の床数については、本体定員とは別掲とすること。
- 7 構造欄については、建造物に使用する素材を記入すること(鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等)
- 8 特別豪雪地域、都市部特例割増単価及び奄美・小笠原・離島加算の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
(「特別豪雪地域」=豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」=都市部特例割増制度、「奄美・小笠原・離島」=奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島若しくは離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域)
- 9 用地有効活用制度及び高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
(割増加算は無し)(「用地有効活用」=既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度、「高層化」=高層化特例制度)
- 10 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 11 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価(加算を含む)を記入すること。
- 12 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県(市)補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 13 国庫補助所要額欄について
(1) 国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。(千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること)
(2) 一般整備との併用の場合、それぞれの所要額を面積按分により以下のように算出し、国庫補助所要額欄にそれぞれ記入すること。
＜国庫補助所要額(全体)－民老整備に係る所要額(面積按分にて算出:千円未満切り捨て)
＝一般整備に係る所要額＞
- 14 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の()内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 15 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み(人口、障害者数等を勘案)とサービスの提供体制(施設利用定員等を勘案)を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。
- 16 他の施設との併設状況欄については、老人福祉(保健)施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県(市)単独整備施設等について記入すること。
(1) 施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。(記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない)
(2) 補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
(3) 既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。(協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。)
(4) 協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 17 建設用地欄について
(1) 用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
(2) 用地の所有者欄については、施設(法人)との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
(例)「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員(職名)」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社(〇〇業)社長(当法人理事の甥)」、「個人所有(関係無)」等
(3) 用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
(4) 排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- 18 立地条件欄には、住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等を記載すること(特に、地域での普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること)
- 19 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
(1) 優先順位の考え方
(2) 整備の緊急性
(3) 入所施設の整備への必要性ととも、当該地方自治体の区域内の付帯の定員数の見直し及び減少計画(内容を別に添付するもの)
(4) その他特殊事情
- 20 添付資料について
(1) 老朽度調査表(共通別紙2-1又は2-2)を添付すること。
(注)参考となる写真等及び改築対象建物の登記簿謄本を添付すること。
(2) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1、図面等)
(3) 法人審査結果報告書(共通別紙4)及び参考となる資料を添付すること。
(4) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)を添付すること。

(5) 水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議事務連絡に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。

(6) その他参考となる資料等を添付すること。

別紙一民老 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること（自由記述）。

（記載例）

・生活介護（定員○○名）

- （1）日常生活上の支援を提供
食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。
- （2）生産活動、創作的活動の機会の提供
下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援（定員○○名）

- （1）リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。
- （2）給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- （1）整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称（例：○○設備工事）を記入すること。
- （2）当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業における作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額（見込み）を記載すること。

（例）

受注先（名称）	年間受注額（見込み）
〇〇市役所	30,000千円
〇〇社	25,000千円
合計	55,000千円

- （3）公的機関の見積書と受注業者の見積書（公的機関で見積ができない場合は2社以上）を添付すること。
- （4）協議対象設備のパンフレット等（コピー可）を添付すること。

（参考）就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
 - ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等
- なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)

都道府県(市)名		優先順位		位	施設建設地				
事業計画		単年度		整備方針					
事業(施設)種別					整備区分				
施設名		設置主体		〔 〕					
現在定員	通所定員	人(現在員)	人	日中活動部門		人	着工		
	入所定員	人(現在員)	人	施設入所・宿泊型部門		人		年	月
	共同生活援助	人(現在員)	人	共同生活援助(身体・知的・精神)		人	予定年月		
	障害児施設()	入所定員	人	障害児施設()	入所定員	人	竣工	年	月
		通所定員	人		通所定員	人			
	短期入所(加算も記載)		人	短期入所(加算も記載)		人	その他	発達障害者支援センター 有・無	
	その他()		人	その他()		人		エレベーター等設置整備 有・無	
	1 対象経費の実支出予定額		区 分			計			
		工 事 費			円				
		工 事 事 務 費(大規模修繕の場合に限る)			円				
		合 計			円				
2 国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額		× 県補助率			円				
3		都道府県(市)補助(予定)額			円				
国庫補助		国庫補助基本額			円				
所要額		国庫補助所要額			円				
4 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設 置 者 負 担 金						
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単独補助	その他()	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	機構の償還者		1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 他()						
	寄理	理事長	理事等役員			計	予算措置状況(都道府県市)	当算	初算・補正予算(月)
	付	千円	千円	千円	千円	千円			
	者								
	5		法人審査会の状況			1 既設法人[認可 年 月 日]			
協議全体に関する都道府県(市)の意見等 ※必ず記入すること。		施設選定会議の状況			施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日				
		県(市)担当者	課名		係名				
			氏名		電話	(内)			

(別紙-大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)

都道府県(市)名		法人名		事業(施設)種別		施設名						
事業区分(該当に○)		具体的事業内容										
共同生活援助	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
	人											
事業区分		整備内容の内訳		見積額	合見積額①	合見積額②	必要とする理由					
大規模修繕	修繕等	整備内容		千円	千円	千円						
			合 計									
	生産設備近代化整備	整備内容	整備内容の内訳		見積額	合見積額	必要とする理由					
					千円	千円						
			合 計									
		生産設備近代化整備	生産事業等の内容	生産科目	開始年月日	作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額			
				現在行っている事業		人	人		円			
			新規に行う事業			人	人		円			
		経営状況			令和	年度	令和	年度	令和	年度	積立金の状況	
			事業収入			円		円		円	減価償却費積立金	無・有〔
			1人当たり平均工賃月額			円		円		円	算出内訳	
		施設年度	年度	経過年数	年	修繕金	千円	修繕引当金	千円			
国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況(過去10年)	年度	工事内容				修繕費総事業費	千円	国庫・民間補助				
								国・民				
								国・民				
スプリンクラー設備等整備	スプリンクラー	スプリンクラーの設置が必要となる建物全体の床面積		基準額(年度基準単価 円)		整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)						
		内スプリンクラー設置面積										
		m ²	m ²	m ² ×	円 =					円		
	屋内消火栓設備	基準額及び算定式					整備の必要性(消防法令上の義務の有無等)					

様式第7号(大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備)の記載留意事項

- 1 本様式は、障害者施設整備(障害福祉課所管施設)について記載するものであること。
- 2 優先順位は、当年度施設整備事業全体を通じた順位とすること。
- 3 整備方針欄について
 - ・ 協議通知(事務連絡)の「優先順位を付す際の指標」のうちの該当するもの(ア、イ等)を記載すること。
 - ・ イ・ウの整備を行うもののうち福祉避難所の指定を受けている、または事業完了の日までに指定を受ける見込みのものは「福祉避難所」と括弧書きの記入を加えるとともに、指定を受けていることがわかる根拠資料等を添付すること。
 - ・ なお、優先順位を付す際の指標「サ」に記載されている「過疎・山村・離島」とは、「離島振興法」に規定する離島振興計画に基づく事業、「過疎地域自立促進特別措置法」に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業及び「山村振興法」に規定する山村振興計画に基づく事業等をいう。
- 4 設置主体名については、法人名を記入すること。(社会福祉法人にあっては、()内に「福」と、医療法人にあっては、()内に「医」と記入すること(その他の設置主体については適宜記入すること))
- 5 定員欄について、共同生活援助の定員については、入居者の障害種別について、該当するものに○印をつけること。
- 6 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費(大規模修繕に限る)については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 7 「国庫補助基準額と対象経費の実支出額の少ない方の額×県補助率」欄の県補助率は、交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率により計算すること。
- 8 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の()内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 9 都道府県(市)の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
 - (1) 優先順位の考え方
 - (2) 整備の緊急性
 - (3) その他特殊事情
- 10 添付資料について
 - (1) 現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。(共通別紙1、図面等)
 - (2) 法人審査結果報告書(共通別紙4)及び参考となる資料を添付すること。
 - (3) 整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書(共通別紙3)を添付すること。
 - (4) 水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議事務連絡に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。
 - (5) その他参考となる資料等を添付すること。
- 11 10の添付資料については、本協議の審査に差し支えない範囲で省略することができる。

別紙一 大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備 の記載留意事項

○大規模修繕等

- (1) (2)以外の大規模修繕を行う場合には「修繕等」欄に具体的整備内容、見積額(合見積額)、必要とする理由を記載すること
- (2) 生産設備近代化整備を行う場合には「生産事業設備近代化整備」欄に具体的整備内容、必要とする理由、生産事業等の内容及び生産事業の経営状況(過去3カ年)を記載すること。
- (3) 上記いずれの場合にも「国庫・民間補助金により過去に行った修繕の状況」欄について、記載すること(該当が無ければ「該当無し」と記載すること)
- (4) 見積書について、(2)以外の大規模修繕を行う場合には、公的機関の見積書と受注業者2社の見積書(公的機関で見積が)
- (5) 協議対象設備のパンフレット等(コピー可)を添付すること。

(参考)生産設備近代化整備の対象事業について

趣旨

日中活動事業を行う既設の事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、社会経済情勢の変動や利用者の障害の重度化等の要因により生産事業の継続に支障を来し、事業収益や支払工賃の減少を余儀なくされている事業所の事業種目の転換等に必要な機械設備の整備に要する費用を補助することにより、施設経営及び工賃の安定を確保し、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 経済情勢の変動等による受注量の減少等に対応し、事業種目の転換を図るために必要な機械設備の整備
- ② 技術革新等に伴い陳腐化した既存設備の更新
- ③ 利用者の障害の重度化等に対応した事業種目の転換又は、機械設備の整備

○スプリンクラー設備等関係

- (1) 基準額欄については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」(平成17年10月5日付け社援発第1005007号)に基づき、算定すること。
- (2) 整備の必要性欄については、消防法令上の義務の有無について、建物の床面積や入所者の障害支援区分の状況等を踏まえ記載すること。

避難スペース整備計画協議書

都道府県（市）名		優先順位		施設建設地		
事業計画		単年度			特豪地 年 月 指定	
事業（施設）種別		整備区分			避難スペース整備	
施設名				設置主体	()	
現在定員	通所定員 人（現在員 人）		日中活動部門 人		着 工	
	障害児施設（ ）通所定員 人		障害児施設（ ）通所定員 人		予 定 年 月	
	短期入所 人		短期入所（加算のみ記載） 人		竣 工	
	その他（ ）		その他（ ） 人		年 月	
					予 定 年 月	
					その他 発達障害者支援センター 有・無	
1 対象経費の実支出予定額	構造	事業費 棟	区	分	計	
	造		工 事 費 （ 購 入 費 含 む ）		円	
	建		工 事 事 務 費		円	
	棟		対象経費の実支出予定額		円	
2		割増単価の適用の有無	特別豪雪地域（5%） 有 ・ 無	都市部特例（5%） 有 ・ 無	奄美・小笠原・離島（8%） 有 ・ 無	高層化 有 ・ 無
国庫補助基準	令和 年度 単価	本 本 工 事	区 分		利用定員	補助基準額
			体		人	円
			そ の 他 （ ）			円
			合 計 （国庫補助基準額）			円
4		都道府県（市）補助（予定）額				円
国庫補助		国庫補助基本額				円
所要額		国庫補助所要額				円

（注）避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

5 財 源	国 庫 金	県（市） 補 助 金	設 置 者 負 担 金					
			機構借入	寄付金	県(市)単独補助	地元市町村単 独補助	その他()	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	機構への償還者		1 理事長 2 理事等役員 3 県(市) 4 地元市町村 5 その他()					
	寄 付 者	理 事 長	理事等役員			計	予 算 の 都 府 道 市	当 初 算 ・ 補 正 予 算 (月)
	千円	千円	千円	千円	千円			
6 障 害 福 祉 圏 域 の 状 況	障害保健福祉圏域 名			人 口		人	障 害 者 数	人
	現 在 の 入 (通) 所 施 設 定 員 数				人	現 在 の 入 (通) 所 施 設 利 用 者 数		人
	整 備 後 の 入 (通) 所 施 設 定 員 数				人	現 在 の 入 (通) 所 待 機 者 数		人
7 整 備 内 容	他の施設 との併設 の 状 況	施 設 種 別	補 助 金 等 の 所 管 部 局	協 議 状 況	協議施設との設置形態		旧法施設種別(旧法施 設から移行の場合)	
				既 設 ・ 協 議 中	合 築 ・ 併 設 (別 棟)			
				既 設 ・ 協 議 中	合 築 ・ 併 設 (別 棟)			
8	都市部割増単 価根拠	市町村の人口(10月1日現在)		人	建設予定地の土地利用状況(該当する項目に○)			
		1km ² 当たりの人口密度		人/km ²	ア.市街地 イ.田畑 ウ.山林 エ.その他()			
9 建 設 用 地	用地の種類	所 有 者	面 積	用地所有者からの取得形態(取得状況)			手 続 状 況	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書入手	
			m ²	取得済・無償譲渡・無償貸与・有償貸与[年額 千円]・購入予定			契約済・確約書入手	
	立 条 地 件	(特に住宅地から遠距離でないなど、施設の立地条件としてふさわしい事項等)					排水路関係	
							進入路関係	
10 協議全体に 関する都道 府県(市)の 意見(緊急 的な整備を 要する理由) ※必ず記入 すること。	法人審査会の状況		1 既設法人[認可 年 月 日] ……					
	施設選定会議の状況		施設選定会議での審査終了年月日 年 月 日					
		県(市) 担当者	課名		係名			
			氏名		電話		(内)	

(注)避難スペースのみの整備である場合太枠部分については未記入で差し支えないこと。

(別紙-避難スペース整備)

都道府県(市)名		法人名		事業(施設)種別		施設名		
単価区分	事業区分(該当に○)		具体的事業内容					
	生活介護	人						
	自立訓練	人						
	就労移行支援	人						
	就労継続支援(A型)	人						
	就労継続支援(B型)	人						
単価区分	整備内容の内訳			見積額	合見積額	必要とする理由		
就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算				千円	千円			
	合 計							
	生産事業の内容	生産科目			作業従事者数	作業従事職員数	受注先(名称)	年間受注額(見込み)
					人	人		円
		合 計						円

(注) 避難スペースのみの整備である場合当該様式は未記入で差し支えないこと。

様式第8号の記載留意事項

- 1 本様式は、避難スペース整備（障害福祉課所管施設）について記載するものであること。
- 2 整備事業について、原則として1か年事業とする。
- 3 設置主体名については、法人名を記入すること。（社会福祉法人にあっては、（ ）内に「福」と、医療法人にあっては、（ ）内に「医」と記入すること（その他の設置主体については適宜記入すること））
- 4 構造物については、建造物に使用する素材を記入すること（鉄筋コンクリート、鉄骨、木造等）
- 5 特別豪雪地域、都市部特例割増単価及び奄美・小笠原・離島加算の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
（「特別豪雪地域」＝豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地域、「都市部特例」＝都市部特例割増制度、「奄美・小笠原・離島」＝奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島若しくは離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）
- 6 高層化特例制度の適用の有無については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。（割増加算は無し）（「高層化」＝高層化特例制度）
- 7 対象経費の実支出予定額欄の工事事務費については、本体工事の工事費の2.6%が上限であることに留意すること。
- 8 国庫補助基準額欄には、それぞれの区分毎に別途示している1事業当たり基準単価（加算を含む）を記入すること。
- 9 国庫補助基本額欄には、対象経費の実支出額予定額に交付要綱第2の4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、国庫補助基準額の合計と、都道府県（市）補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 10 国庫補助所要額には、国庫補助基本額に国庫補助率を乗じて得た額を記入すること。（千円未満に端数が生じる場合は、切り捨てにすること）
- 11 財源欄の機構借入金償還者については、該当する番号を○で囲み、その他に償還者がいる場合には、その他の（ ）内に記入すること。また、寄付者欄についても、例示以外の寄付者がいる場合は空欄に寄付者と寄付金額を記入すること。
- 12 障害福祉圏域の状況欄については、施設の所在地における障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設利用定員等を勘案）を比較するため記入するものである。当該整備が入所施設の場合には、圏域内の入所定員数等について、通所施設の場合には、圏域内の通所定員数等について、各欄にそれぞれ記入すること。（※避難スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）
- 13 他の施設との併設状況欄については、老人福祉（保健）施設、障害者施設、児童福祉施設、保健衛生施設、県（市）単独整備施設等について記入すること。（※避難スペースのみの整備の場合には未記入で構わない。）
- （1）施設種別については、特別養護老人ホーム、保育所等の施設種別を記入すること。（記入の際、特別養護老人ホームを「特養」と記入するなど適宜省略して記入することは差し支えない）
- （2）補助金等の所管部局等欄については、該当する部局名を記入すること。
- （3）既設・協議中欄は、該当する方を○で囲むこと。（協議中とは、施設整備について担当省庁、所管部局と協議中であることをいう。）
- （4）協議施設との設置形態は、該当するものを○で囲むこと。
- 14 建設用地欄について
- （1）用地の種類欄については宅地、農地等を記入すること。
- （2）用地の所有者欄については、施設（法人）との関係がわかるように、下記の例を参考に記入すること。
（例）「当法人の理事長」、「当法人の理事」、「当施設の職員（職名）」、「当法人所有」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇会社（〇〇業）社長（当法人理事の甥）」、「個人所有（関係無）」等
- （3）用地の取得形態欄、手続き状況欄については、該当するものを○で囲むこと。
- （4）排水路関係、進入路関係欄には「問題無し」「調整中」等と記入すること。
- （5）立地条件欄には、住毛地から遠距離がないなど、施設の立地条件としてかかわり事項等を記載すること（特1、地域ごとの普通の生活を目的とする共同生活介護、共同生活援助については、既存施設の敷地内ではなく、地域との交流が図られる立地となっていることについて記載すること）
- 15 都道府県（市）の意見等欄には、下記事項等について、簡潔に記入すること。
- （1）優先順位の考え方
- （2）整備の緊急性
- （3）入所施設の整備にのつては、当該整備の必要性和ともに、当該地力日活体内区域内の村木の正員数の見直し及び減少計画（内容を別に添付すること）
- （4）その他特殊事情
- 16 添付資料について
- （1）現在と整備後の障害者施設の配置図、平面図を添付すること。（共通別紙1、図面等）
- （2）法人審査結果報告書（共通別紙4）及び参考となる資料を添付すること。
- （3）整備の必要性については、社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙3）を添付すること。なお、新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性等を記載した施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
- （5）水害対策のための大規模修繕等や移転改築等の整備を行う場合は、協議通知9（2）※に定める対象区域に所在することが確認できる資料を添付すること。
- （5） その他参考となる資料等を添付すること。

別紙―障害者(児)施設 の記載留意事項

- 1 「本体工事費」欄については、当該事業所において実施する事業区分に○をし、それぞれの具体的な事業内容等について記載すること(自由記述)。

(記載例)

・生活介護(定員○○名)

- (1) 日常生活上の支援を提供

食事や排泄等が未自立な利用者に対し、介護を通して日常生活能力を高める。

- (2) 生産活動、創作的活動の機会の提供

下請軽作業や手作りお菓子づくりを通して、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図る。

・就労移行支援(定員○○名)

- (1) リサイクル事業を中心に地域の企業とも結びつきを強め、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

- (2) 給食設備を活用した地域への給食配食サービスを通し、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性にあった職場への就労・定着を図る。

・共同生活援助(定員○名)

- (1) ○○圏域における入所定員の減に応じて、○人分の地域移行の受け皿として、夜間において相談や日常生活上の援助を行う。利用者は、日中は主に近隣の○○において、○○の活動を行う予定である。

- 2 就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算がある場合については、「就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算」欄について、以下に留意の上、記入すること。

- (1) 整備内容の内訳には当該整備の具体的な名称(例:○○設備工事)を記入すること。

- (2) 当該整備が生産事業等に係るものである場合には、「生産事業の内容」欄に具体的な生産科目を記載し、当該生産事業に

おける作業従事者数、作業従事職員数、受注先の名称及び年間受注額(見込み)を記載すること。

(例)

受注先(名称)	年間受注額(見込み)
○○市役所	30,000千円
○○社	25,000千円
合計	55,000千円

- (3) 公的機関の見積書と受注業者の見積書(公的機関で見積ができない場合は2社以上)を添付すること。

- (4) 協議対象設備のパンフレット等(コピー可)を添付すること。

(参考)就労・訓練事業等整備加算及び大規模生産設備等整備加算の対象事業について

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所(生活介護及び就労支援を行う事業所に限る)において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。

- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであって、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等

- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等

なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

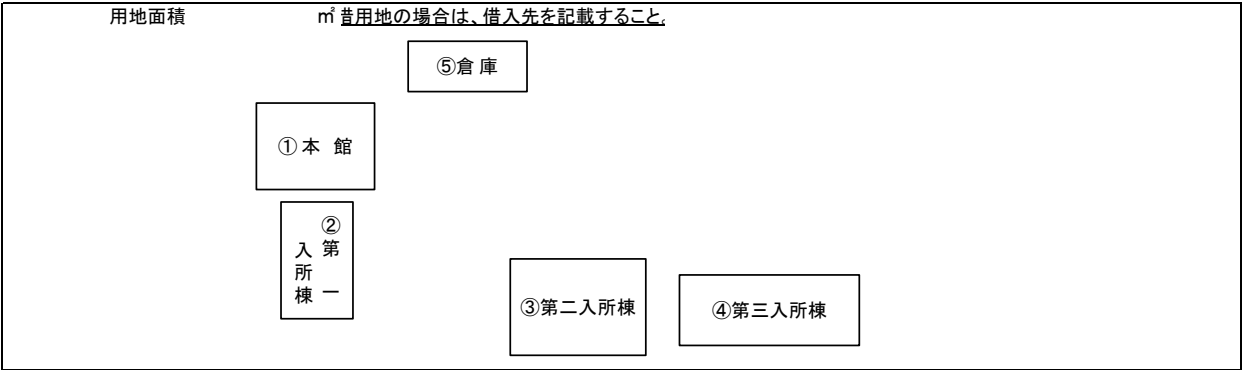
(注) 避難スペースのみの整備である場合には未記入で差し支えない。

施設の配置図及び施設の経歴

都道府県市名 _____
法人名 _____
施設名 _____

(A) 沿革(施設の発足から今日に至るまでを簡単(箇条書き)に記載すること。)

(B) 配置図



(注) 整備後の施設配置についても朱書で記入すること。

(C) 施設の経歴

整理番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積(m ²)	補助金の状況			入所(利用)定員	名	説明
					補助金名	年度	金額(千円)			
1	本館	鉄筋二階	自己所有	1,500	国庫補助金	昭 48	5,000			昭和48年改築
2	第一入所棟	木造平屋	自己所有	180	国庫補助金	52	1,200			昭和42年新築 昭和52年改築 (月 日現在入所 名)
3	第二入所棟	木造平屋	借家	219	-	-	-			昭和42年新築 (月 日現在入所 名)
4	第三入所棟	木造平屋	自己所有	180	日自振補助金	48	1,000			昭和48年新築 (月 日現在入所 名)
5	倉庫	木造平屋	自己所有	50	-	40	2,000			昭和40年新築
	合計			2,129			9,200			

(注) 1 配置図及び経歴は、記載例のとおり詳細確実に記入すること。
2 今回協議部分は朱書し、一見して他と判別できるようにすること。

(D) 用地の状況(洪水浸水想定区域・地すべり防止区域等危険区域内である場合は、その名称、指定年月日及び防災措置の状況を記入すること。)

(注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。

2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。

3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号の組み合わせにより附表から係数を求めて記入すること。

なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

4 傾斜度の測定法は、次によることとする。

(1) 柱の傾斜度は、最も傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。

(2) 横架材の傾斜度は、最も傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準に測定すること。

非木造社会福祉施設老朽度調査票

都道府県市名 _____

(法人名) ／施設名					建物の名称						
現存率 ①×100			%	評点	老朽度		調査員 職名 氏名				
区分	構 成	P	種 類	N	各部現存量 内 容		K 率	再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N/0.4	現存指数 K×R	現存率 Σ(K×R)/Σ(R)
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2							
	主 要 部 の 仕 上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押さえモルタル塗り ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、瓦、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4						
		外壁	25	・タイル(小口) ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6						
		内壁	20	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7						
		天井	20	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7						
床		20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル(暗) ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7							
外部建具		35	・アルミサッシ(オーダー) ・アルミサッシ(既成) ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7							
内部建具		10	・木製	1.0							
小 計											
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯(300LX程度以上) ・蛍光灯(300LX程度以下) ・白熱灯	1.0 0.8 0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取り便所	1.0 0.4							
	暖房	40	・空気調和 ・温風(ボイラー方式) ・温風(熱風炉式) ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0							
	小 計										
外 力 条 件		25	別 表 に よ る 係 数								
合 計											①

各部現存率（K）

各部現存立Kの値	(構造)内容		
	1	損耗なし、又は、損耗の程度僅少	1.0, 0.9
	2	中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形が見られるが耐久力上影響が殆どないもの	0.9, 0.8, 0.7
	3	損耗が進み、部分的補修、補強又は取り替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
	4	不同沈下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3
	5	構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1
	(仕上、設備)内容		
	1	損耗なし、又は、損耗の程度僅少	1.0, 0.9
	2	汚染及び損耗はある程度見られるが、機能上問題ないもの、又は極小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
	3	損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
	4	相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3
	5	損耗の程度著しく全面建て替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1

外力条件（N）

a	海岸からの距離				b	積雪				c	地盤			
①海岸からの距離が8kmを超える					①毎年少ない(0～20cm未満)					①普通				
②海岸から4kmを超える8km以内					②毎年かなり積もる(20～100cm未満)					②やや軟弱				
③海岸から4km以内					③毎年ひどく積もる(100cm以上)					③軟弱				
※率（外力条件分類番号abc）下記(附表)により														
(附表)	率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80		
	外力条件	①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③		
	分類番号			①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③				
				③①①		①③①	②③①	③①③	③②②	③③②				
						③①②		③②①						

現存率に基づく評点、老朽度

現 存 率	評 点	老朽度	定 義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
-	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
-	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
-	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと(棟別)に作成すること。
- 2 各区分ごとの種類欄(N)は、該当する箇所を○で囲むこと。
- 3 各部現存率欄(K)は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること(老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。
- 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号の組み合わせにより附表から係数を種類欄(N)及び各部現存率欄(K)記入すること。
- なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐葉土、泥土、沼土及び沼土を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤ではあるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。

令和 年度社会福祉施設整備事業計画書

審査会	令和 年 月 日審査		
施設名		施設種別	
(現所在地) 建設予定地			整備区分
民間補助金の有無		有・無(有の場合は、国庫補助とのすみ分けを示す色分け平面図)	
施設整備を必要とする理由	1. 施設の必要性の調査など実態把握に基づく整備の必要性 (待機者の状況、在宅サービスの活用状況等当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること)		
	2. 整備予定地の選定理由 (施設の分布状況、用地確保状況、関係市町村意見及び地域住民の意見等の調整状況などを踏まえて、当該施設の整備が必要であるとする客観的理由を具体的かつ簡潔に記載すること)		
	3. 上記の外に緊急に整備を必要とする理由		

(添付資料)

- 1. 新たに施設を創設する場合、既存施設を移転して改築等する場合は、施設整備予定地の市町村長の意見書を添付すること。
なお、この意見書には当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況、結果等に係る資料を添付すること。
- 2. 当該施設(施設種別)にかかわらず、今回の整備計画において民間団体より補助金等の交付を受ける場合は、国庫補助該当部分と民間補助該当部分が判別できるよう色分けした平面図等を添付すること。
- 3. その他参考となる資料があれば、添付すること。

法人審査結果報告書

都道府県市名

1. 法人名 _____ (□既存／□新設)				
(1) 新設法人について				
・社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」 (平成12年12月1日障第890号・社援第2618号 ・老発第794号・児発第908号の別紙1)に照らし、 法人設立の条件は整っているか。				
				□適／□否／□審査中
(2) 既設法人について				
・法人運営、理事会機能、指導監査結果等、法人及び施設の 運営について問題なしと認められるか。				
				□適／□否／□審査中
2. 法人の経営施設及び今回の整備計画について				
No.	施設種別	施設名称	今回整備	整備区分
1			□有／□無	
			□有／□無	
			□有／□無	
			□有／□無	
			□有／□無	
			□有／□無	
			□有／□無	
(1) 県外施設の有無 □有／□無				
該当施設: 上記No. 、 、所在地 _____ 上記No. 、 、所在地 _____ 上記No. 、 、所在地 _____				
その必要性について				□適／□否／□審査中
適否の理由 (				)
(2) 県内複数箇所の設置 □有／□無				
施設の所在地: 上記No. 、 、所在地 _____ 上記No. 、 、所在地 _____ 上記No. 、 、所在地 _____				
その必要性について				□適／□否／□審査中
適否の理由 (				)

3. 法人の役員について

(1) 理事、監事、評議員の選任について

☐適/☐否/☐審査中

適否の理由

(2) 理事長(予定者)が他の法人の理事長を兼ねる。
別法人として設立する必要性について

☐兼ねる/☐兼ねない
☐適/☐否/☐審査中

適否の理由

4. 資金計画について

(1) 自己資金による資金計画の確実性について

☐適/☐否/☐審査

- ・法人の自己資金を建築資金等に充てる場合については、その確実性について、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。

(2) 寄付行為の確実性について

☐適/☐否/☐審査

- ・贈与契約については、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書等による確認を行ったか。
- ・寄付者の所得能力等については、所得証明書、納税証明書、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。

(3) 償還計画の確実性について

☐適/☐否/☐審査

- ・借入金の償還が確実に実施される見込みであるかどうかの確認を行ったか。
- ・借入金に対する償還財源等に寄付金を予定している場合について、(2)と同様の確認、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足ると認められる金額を上回っていることの確認などを行ったか。

5. 上記1～4の中で審査中とした審査、案件について

審査案件	問題点	今後の処理方針	完結予定

※審査が完結した時点で、再度、施設整備協議先まで必ず報告すること。
(完結報告があるまで国庫補助内示は一切行わないので十分に注意されたい。)

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県(市)名 _____
(法 人 名) _____
施 設 名 _____

事業計画	区 分	事 業 量	単価(㎡当り)	事 業 費 総 額	機 構 からの 借 入 金
	施設整備	㎡	円	円	円
	そ の 他	㎡	円	円	円
	計	0 ㎡	0 円	0 円	0 円

資金計画	○ 機 構 借 入 金 _____ 千円		【贈与金内訳】		
			(贈与者)	(法人との関係)	(金 額)
	○ 国 庫 補 助 金 _____ 千円		_____	_____	千円
	○ 都 道 府 県・指 定 都 市・中 核 市		_____	_____	千円
	補 助 金 _____ 千円		_____	_____	千円
			_____	_____	千円
	○ 都 道 府 県・指 定 都 市・中 核 市		_____	_____	千円
	上 積 補 助 金 _____ 千円		※贈与者…個人、講演会及び企業等		
	○ 市 町 村 補 助 金 _____ 千円		【自己資金内訳】		
	○ 贈 与 金 _____ 千円		(提供者)	(法人との関係)	(金 額)
	○ 共 募 配 分 金 _____ 千円		_____	_____	千円
	○ 自 己 資 金 _____ 千円		_____	_____	千円
画	○ その他() _____ 千円		_____	_____	千円
	○ その他() _____ 千円		_____	_____	千円
	○ その他() _____ 千円		_____	_____	千円
	計 (総事業費) _____ 0 千円		※提供者…個人、講演会及び企業等		

償還計画	年償還 初年度償還額 _____ 円 (別途年次償還計画表を作成すること。)
------	--

担保	区 分	面 積	評 価 額	残 債 額	所 有 者
	土 敷 地	㎡	千円	千円	法人・第三者()
	そ の 他	㎡	千円	千円	法人・第三者()
	建 物	㎡	千円	千円	法人・第三者()
借入限度額 (評価額 _____ 千円 - 残債額 _____ 千円) × 70% = _____ 0 千円					

保証人	□保証人の免除制度(オンコスト方式)を利用					
	□個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収
		_____	_____	_____	_____	_____
		_____	_____	_____	_____	_____
		_____	_____	_____	_____	_____
		_____	_____	_____	_____	_____

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

- 別紙「借入金償還計画等一覧表」、又は、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類
「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。(共通別紙6「社会福祉法人調書」
に添付した場合は省略可)
- 償還財源確認書類(贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書(預貯金を償還財源とする場合は
残高証明書を添付)、印鑑登録証明書)。
- その他参考となる資料があれば、添付すること。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項(主なチェックポイント)

「資金計画」について

- 1 贈与金・寄付金が確実に充当されてるかどうか。
(例) ・一個人及び一法人で多額(10,000千円以上)の贈与を行う場合
・土地を売却して贈与金等に当てる場合
・後援会等による贈与等の場合(強制寄付になってないか)
- 2 創設法人の場合、法人認可後1週間以内に贈与されてることとなっているか。

「償還財源」について

- 1 償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
- 2 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
- 3 償還贈与者に原則として理事長が入っていること。
- 4 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60歳未満であること。
- 5 協力法人が償還に当たる場合、財務内容(過去2年間)に問題は無い。(欠損が生じていないか。)
- 6 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。
(強制寄付になっていないか。)

「担保」について

- 1 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は担保評価額の70%の範囲内)であること。
- 2 貸付対象施設及び貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。(公有地を除く。)
- 3 借地の場合でも担保提供されること。(公有地を除く。)
- 4 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。(原則として機構融資が第1抵当順位であること。)
- 5 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

「保証人」について

- 1 保証人が、原則として2名以上立てられていること。(平成22年度から、社会福祉法人については保証人の免除制度(オンコスト方式)の選択が可能。)
- 2 理事長は、原則として保証人となっていること。
- 3 理事長以外の保証人は、70歳以下であること。
- 4 保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するに足る所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申込額以上であること。

その他

- 1 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
- 2 公職の候補者(公職にある者を含む)が選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
- 3 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借 入 先		施 設 名			法 人 名	償 還 財 源 内 訳				
返 済 回 数	返 済 年 度	元 金	利 息	合 計	氏 名					
					職 業					
					年 齢					
					前年課税所得 法人との関係					
1	令和									
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
合 計										

- (注) 1. 既設法人で既借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別葉とすること。なお、既借入金は未償還額について記入すること。
2. 県・市等の利子補給等がある場合は、償還財源内訳欄に記入すること。

社会福祉法人等調書

法人名	施設名			施設種別		定員	入通名
主たる事務所の所在地	施設所在地			2新設法人			
法人認可の状況	1認可済 (年 月 日 第 号)			(令和 年 月 日認可予定)			
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況 年 月末日現在 円	
役員 の 状 況							
役員		年齢	住所	職歴(公職を含む)		社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務 有・無
理事長							有・無
理事2							有・無
理事3							有・無
理事4							有・無
理事5							有・無
理事6							有・無
理事7							有・無
理事8							有・無
理事9							有・無
理事10							有・無
監事							有・無
監事2							有・無
監事3							有・無
評議員制の状況 有(人)・無 [諮 問 ・ 議 決]							
評議員		年齢	住所	職歴(公職を含む)		社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務 有・無
評議員1							有・無
評議員2							有・無
評議員3							有・無
評議員4							有・無
評議員5							有・無
評議員6							有・無
評議員7							有・無
評議員8							有・無
評議員9							有・無
評議員10							有・無
評議員11							有・無
評議員12							有・無
評議員13							有・無
評議員14							有・無
評議員15							有・無
評議員16							有・無
評議員17							有・無
評議員18							有・無
評議員19							有・無
評議員20							有・無
資産の状況							
資産区分	種類	金額(評価額)	贈与者名、贈与金額及び面積				
基本財産	土地	㎡	基本財産	㎡			
	現金	円		円			
運用財産	現金	円	運用財産	運転資金 円			
	その他	円		円			
合計		円	整備資金 円				
運用財産(現金)の使途			施設建設財源	国・都道府県 補助金	円		
建設費充当分	円	建設費に占める割合 %		補助金	円		
運転資金	円			機構等借入金	円		
その他	円	年間事業費 円		自己資金	円		
合 計	円			合 計	0 円		
施設建設財源に対する寄附予定者の状況(自己資金内訳)							
寄附予定者名	年齢	職 業	前年の課税所得又は利益(円)		寄付総額(円)	備 考	
負債の状況							
	借入金	返済残額(円)	償還残年数	県・市等の利子補給等の有無			
既借入金関係				有・無 (有の場合 年間負担額又は負担率)			
新規借入金関係							
合 計							
その他参考事項(都道府県市担当者意見、問題の有無等)							

(記入上の注意事項)

1 施設種別は、救護、生活介護等と記入すること。

2 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。

3 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。

4 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。

5 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

6 「その他参考事項」欄については、定款内容、建設用地を賃借する場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称(個人名の使用等)等について記入すること。

(添付資料)

1 法人役員履歴書(評議員についても同様)

2 借入金償還計画等一覧表(共通別紙5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用:借入先ごとに作成すること)。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。

3 予算書及び決算書

4 その他参考となる資料があれば、添付すること。

工事実施前の施設の平面図

都道府県市名

法人名

施設名

建物の名称

階建

階部分

物置 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (13.2㎡)		居室 (人部屋) (13.2㎡)	押入 (1.7㎡)	居室 (人部屋) (9.9㎡)	倉庫 (5.0㎡)	便所 (5.0㎡)
		押入 (1.7㎡)				押入 (1.7㎡)		洗面所 (10.0㎡)	
廊下 (59.4㎡)									
テラス (23.1㎡)									

1

構造

造

階建

2

延面積

㎡

3

建築(移設)年月日

年

月

日

(経過年数)

()年

4

国庫補助を受けた額

年度

円

5

入所人員

名

6

その他の参考事項

(注) 1 各室の名称、面積を必ず記入すること。また、居室については、1室あたり人員を記入すること。
2 建物の構造、建築(移築)年月日(経過年数)及び国庫補助金を受けた年度と額を必ず記入すること。
3 その他参考事項欄には、古材を使用した建物である場合等においてその内容を記入すること。
4 必要に応じ現状を示す写真を添付すること。
5 施設の新設については作成を要しないこと。

解体撤去工事費・仮設施設整備工事費協議書

1 対象施設の概要

(1)施設の名称及び所在地

(2)施設の種類

(3)設置主体

(4)入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 対象経費

(1)総事業費

区 分	1人あたり基準単価
解体撤去工事費	円
仮設施設整備工事費	円
計	円

(2)国庫補助所要額

区 分	1人あたり基準単価	算定基準による算定額	国庫補助額
解体撤去工事費	円	円	円
仮設施設整備工事費	円	円	円
計	円	円	円

3 施設整備費に係る事業計画

(1)施設の規模及び構造

ア 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア)建物の面積 延面積 _____ m²

(イ)建物の構造 (_____)造

(ウ)建築年月日 _____ 年 月 日

(エ)補助金の区分(令和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ)処分(取りこわし)年月日 _____ 年 月 日

(注)既存施設の解体撤去工事がわかるもの(平面図等)を添付すること。

イ 仮設施設工事

(ア)建物の面積 延面積 _____ m²

(イ)建物の構造 (_____)造

(注)1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 施工計画

ア 本体工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 竣工年月日

イ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

ウ 仮設施設工事関係

(ア) 直営・請負・賃貸借の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

【創設(新築)の場合】

〈法人名〉
〈担当者〉
〈連絡先TEL〉
〈E-mail〉

障害者施設整備協議提出書類一覧表

No.	提出書類	添付状況
1	障害者施設整備協議提出書類一覧表[本票]	◎ ○
2	障害者施設整備計画協議書[様式第4号]及び(別紙－障害者施設) ※合築等の場合は、総事業費の全体額、按分後の額がわかる表を添付)	◎
3	令和 年度社会福祉施設整備事業計画書[共通別紙3]	◎
	※添付資料:施設整備予定地の市町長意見書	◎
4	社会福祉法人等調査[共通別紙6]	◎
	※添付資料:法人役員履歴書(評議員も)、借入金償還計画一覧表、予算書、決算書及び定款	◎
	※特定非営利活動法人及び営利法人等の役員については別添の履歴書(要件適合状況)を添付すること。	◎
5	法人審査結果報告書[共通別紙4] ※市町で審査後、適否欄に☑を記入のこと。	◎
6	施設の配置図及び施設の経歴[共通別紙1]	◎
7	整備工事実施後の施設の平面図(設計図:適宜縮小コピー)、部屋別面積表	◎
8	工程表※例年の流れ:7月頃国内示、8月頃県設計審査、9月頃一般競争入札及び着工、翌年2月末までに完成	◎
9	工事見積書 ※直接工事費、共通仮設費、現場、一般管理費などの内訳必要。合計金額だけは不可。	◎
10	用地関係資料	
	(1)取得の場合	
	贈与契約(確約)書又は売買契約(確約)書	○
	所有権移転確約書	○
	不動産登記簿謄本	○
	(2)貸与を受ける場合	
	地方公共団体の無償貸与契約書 or 土地賃貸借契約書	○
	地上権設定契約書、不動産登記簿謄本	○
11	事業開始後3カ年の収支見込書(NPO等の場合)	◎
12	需給動向調査(整備予定地のサービス供給不足が客観的に明らかであることを示す独自の調査結果)※任意様式	◎

添付状況欄には、該当するものに○を記入すること。

その他 創設(新築)で追加の書類が必要な場合

●改築の場合(仮設事業所を作り、本体事業所を解体して新築)

13	解体撤去工事・仮設施設整備工事[様式第12号]	○
14	老朽度調査票[共通別紙2-1、2-2]	○
15	工事実施前の施設の平面図[共通別紙7](設計図:適宜縮小コピー)	○

●福祉医療機構から融資を受ける場合

16	福祉医療機構に対する償還計画等調[共通別紙5]及び共通別紙5(別表) ※共通別紙5(別表)については既借入分と新規借入分は別表とする。	○
----	--	---

●避難スペース整備(加算)を行う場合

17	避難スペース整備計画協議書[様式第8号](※創設の場合は不要)	○
----	---------------------------------	---

【大規模修繕の場合】

〈法人名〉
〈担当者〉
〈連絡先Tel〉
〈E-mail〉

障害者施設整備協議提出書類一覧表

No.	提出書類	添付状況
1	障害者施設整備協議提出書類一覧表[本票]	◎ ○
2	大規模修繕計画協議書[様式第7号]及び(別紙一大規模修繕)	◎
3	令和 年度社会福祉施設整備事業計画書[共通別紙3]	◎
	※添付資料:施設整備予定地の市町長意見書	◎
4	社会福祉法人等調書[共通別紙6]	◎
	※添付資料:法人役員履歴書(評議員も)、借入金償還計画一覧表、予算書、決算書及び法人定款	◎
	※特定非営利活動法人及び営利法人等の役員については別添の履歴書(要件適合状況)を添付すること。	◎
5	法人審査結果報告書[共通別紙4] ※市町で審査後、適否欄に☑を記入のこと。	◎
6	施設の配置図及び施設の経歴[共通別紙1]	◎
7	工事実施前の施設の平面図[共通別紙7](設計図:適宜縮小コピー)	◎
8	整備工事実施後の施設の平面図(設計図:適宜縮小コピー)	◎
9	工程表※例年の流れ:7月頃国内示、8月頃県設計審査、9月頃一般競争入札及び着工、翌年2月末までに完成	◎
10	工事見積書(2社以上)	◎
11	事業開始後3カ年の収支見込書(NPO等の場合)	◎

1 添付状況欄には、該当するものに○を記入すること。

2 スプリンクラー整備の場合は「共通別紙7」不要